

平成27年

消防年報



福岡県

はじめに

本県の消防は、昭和23年に消防組織法が施行され、自治体消防として発足して以来、60有余年の間、火災をはじめ、地震、風水害等のあらゆる災害から地域住民の生命、身体、財産を守るため、地域に密着した重要な役割を果たしてまいりました。

今年4月に発生した熊本地震では、熊本県や大分県などで甚大な被害が発生しました。犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の地震に際し、本県の全ての消防本部が緊急消防援助隊を派遣し、熊本県益城町をはじめとする被災地において捜索、救助等の活動をいたしました。

また、現地消防団員の方々は、震災直後から昼夜を問わず、消火活動や倒壊家屋等からの救助活動、安否確認、避難誘導に従事いただくとともに、その後も避難所運営の支援やエコノミー症候群の注意喚起、さらには被災地域での巡回・警戒活動等の幅広い活動に御尽力いただき、改めて消防団の必要性、重要性を認識したところです。

災害は、とき、ところ、相手を選びません。日頃の備えが大切です。県では、市町村や消防関係機関と連携して「安全・安心で災害に強い福岡県」を目指し、ハード・ソフト両面にわたる対策に全力で取り組むとともに、消防相互応援体制の確立、傷病者の搬送や受入れに関する消防機関と医療機関の連携強化、防火・防災意識の普及啓発などの諸施策を積極的に推進しているところです。

本書は、平成26年中における火災、救急等の実態や平成27年4月1日現在の県内市町村の消防体制などの調査結果を取りまとめたものです。消防防災対策を円滑に進めるための参考資料としてご活用いただくとともに、広く県民の皆様にもご利用いただければ幸いと存じます。

平成28年7月

福岡県総務部防災危機管理局
消防防災指導課長
鳥 枝 浩 彰

消防年報の利用にあたって

1 調査期日

平成 27 年 4 月 1 日現在である。ただし、各表に表示されているものについては、その表示による。

2 調査対象

県内市町村(28 市 30 町 2 村)及び消防事務を処理する一部事務組合(13 組合)等

3 留意事項

(1) 各表に係る記載事項は次の統計調査等の結果に基づき作成している。

- ア 平成 27 年度消防防災・震災対策現況調査
- イ 平成 27 年度火災報告
- ウ 平成 27 年度救急業務実施状況調
- エ 平成 27 年度救助業務実施状況調
- オ 平成 27 年度防火対象物実態等調査
- カ 平成 26 年度危険物規制事務調査

(2) 消防組合の名称については、次のとおり略記している。

- | | |
|-------------------|------------|
| ア 八女地区消防組合 | → 八女地区 |
| イ 筑紫野太宰府消防組合 | → 筑紫野太宰府 |
| ウ 飯塚地区消防組合 | → 飯塚地区 |
| エ 春日・大野城・那珂川消防組合 | → 春日大野城那珂川 |
| オ 福岡県田川地区消防組合 | → 田川地区 |
| カ 久留米広域市町村圏事務組合 | → 久留米広域 |
| キ 京築広域市町村圏事務組合 | → 京築広域 |
| ク 直方・鞍手広域市町村圏事務組合 | → 直方鞍手広域 |
| ケ 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 | → 甘木朝倉広域 |
| コ 粕屋南部消防組合 | → 粕屋南部 |
| サ 宗像地区消防組合 | → 宗像地区 |
| シ 粕屋北部消防組合 | → 粕屋北部 |
| ス 遠賀・中間広域行政事務組合 | → 遠賀中間広域 |

(3) 各表における市町村、消防一部事務組合の並びは、原則として地方公共団体コードの昇順による。